

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 昭和62年12月22日条例第40号			○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 昭和62年12月22日条例第40号		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
	名称	区域		名称	区域
1	新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された新百合ヶ丘駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	1	新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された新百合ヶ丘駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
(略)			(略)		
61	小杉駅北口地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小杉駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	61	小杉駅北口地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小杉駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
62	<u>等々力緑地公園地区整備計画区域</u>	<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された等々力緑地公園地区地区計画において地区整備計画が定められた区域</u>	<u>(新設)</u>		
別表第2（第4条～第11条、第13条関係）			別表第2（第4条～第11条、第13条関係）		
1～61（略）			1～61（略）		
<u>62 等々力緑地公園地区整備計画区域</u>			<u>(新設)</u>		
<u>建築物の用途の制限の緩和</u>	<u>観覧場は、建築することができる。</u>				
<u>壁面の位置の制限</u>	<u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。</u>				
<u>建築物の高さの最高限度</u>	<u>建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号又は第2号アの規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8</u>				

改正後			改正前		
		<u>分の1以内のときは、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。</u> <u>(1) その全部又は一部を観覧場の用途に供する建築物にあっては、45メートル</u> <u>(2) 前号の建築物以外の建築物にあっては、次に掲げる数値</u> <u>ア 15メートル</u> <u>イ 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの</u>			